

令和6年度東京都介護支援専門員専門研修Ⅱ受講対象者(受講要件)

下記(1)～(4)すべてを満たす方が受講対象となります。

(1) 令和6年4月1日現在、東京都介護支援専門員資格登録簿に登録されている方

- ・研修の受講地は原則として介護支援専門員資格の「登録地」です。
 - ・他道府県に登録しており、都内事業所等で勤務している者が東京都で研修受講を希望する場合は、「受講地変更」又は「登録移転（転入）」の手続きをしないと、東京都で研修を受講することはできません。「受講地変更」又は「登録移転（転入）」の手続きが必要な方は、東京都福祉局介護保険課（03-5320-4279）にご連絡願います。
- ※「登録地変更」と「登録移転（転入）」の手続きは、東京都と登録地道府県での手続きがあるため、手続きに時間を要します。該当の方は、早めに手続きをしていただきますようお願いいたします。
- 今回お申込みいただく場合は「受講地変更」の手続きを行ってください。
- ただし、今年度（令和6年4月以降）、受講地変更の手続きを一度行った方は、今年度中であれば再度手続きをしていただく必要はありません（翌年度受講する場合は再度手続きが必要になりますので、今回、研修を受講されない方は登録移転の手続きを御検討ください。）

(2) 令和6年4月1日現在、介護支援専門員としての実務に従事している方

地域包括支援センター（保健師、社会福祉士の配置で予防プランを作成した場合も含む。主任介護支援専門員はケアプランを作成していない場合も可）、居宅介護支援事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。）の事業所、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）の事業所、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）の事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の事業所、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）の事業所、指定介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所のいずれかにおいて介護支援専門員として介護サービス計画の作成を行っていること。

※ショートステイの計画のみの作成をされている方は対象になりません。

※指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者については実務経験として認められます。

(3) 令和6年4月1日現在、実務就業期間が3年以上の方

実務就業期間は、介護支援専門員として介護サービス計画作成の業務を行っている（いた）期間を通算します。

(4) 令和6年4月1日現在、「専門研修課程Ⅰ」を修了している方

- ・専門研修課程Ⅱの受講に際しては、専門研修課程Ⅰを修了していることが要件となっています。初めて介護支援専門員証(以下「専門員証」)の更新をされる方は、専門研修課程Ⅰを先に受講してください。
- ※原則として専門研修課程Ⅰと専門研修課程Ⅱを同時期に受講することはできません。
- ただし、島しょ部の方は認める場合がありますので、実施団体までご相談ください。

- ・専門員証の有効期間の更新が2回目以降の方で、前回の更新時に56時間の更新研修（実務経験者向け）又は専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを受講した方は、専門研修課程Ⅰは免除されます。

注：専門員証の更新のために必要な研修は、1回目の更新と2回目以降の更新で条件が異なります。3ページ【要確認：更新にあたって】および別紙1「介護支援専門員の資格及び研修の体系」を必ずご覧いただき、更新に必要な研修をご確認ください。

【要確認：更新にあたって】

※注) 現任でない方の専門員証更新のための研修については、各都道府県の更新研修実施機関までお問合せください。

※注) 就業後3年未満で専門研修Ⅱの受講要件がない方は、更新研修(実務経験者向け32時間)を受講してください。

【東京都の更新研修実施団体：東京都福祉保健財団 TEL：03-3344-8512】

① 専門員証 1回目の更新の方(専門員証交付後、初めての有効期間満了日を迎える方)

実務経験者は「専門研修課程Ⅰ」及び「専門研修課程Ⅱ(更新研修32時間)の両方の受講が必要となります。

② 専門員証 2回目以降の更新の方(既に1度以上更新したことがある方)

2回目以降の更新に必要な研修は、前回の更新の際に受講した研修種別と、前回更新後(前回の有効期間満了日以降)の実務経験の有無によって異なります。

③ 専門研修と更新研修の両方の受講要件に該当する方

平成28年度から専門研修と更新研修の両方の受講要件に該当する方は、専門研修を受講していただくことになります。

更新研修は、原則、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する方で、専門研修の受講要件に満たない方を対象とします。

④ 前回「再研修(失効者向け)」を受講して専門員証交付を受けた方

実務経験者は、過去に計88時間の研修を修了したことがある場合、「専門研修課程Ⅱ(更新研修32時間)」の受講が必要となります。(専門Ⅰを再受講する必要はありません。)

⑤ 主任介護支援専門員の資格をお持ちの方

平成28年度より主任介護支援専門員に更新制が導入され、更新時の研修として「主任介護支援専門員更新研修」(以下「主任更新研修」という。)が創設されました。主任介護支援専門員の資格をお持ちの方は、別紙1「主任介護支援専門員更新研修 フローチャート」も必ずご確認ください。

※「主任更新研修」を修了した者は、更新研修(現任の方は専門研修。以下「更新研修等」という。)を受けた者とみなされることから、更新研修等の受講は免除されます。(「主任研修」は専門員証更新のための研修とはなりません。別途、専門員証更新のための更新研修等の受講が必要です。)

※主任更新研修を受講しない場合(受講要件を満たさない場合や受講決定がなされない場合も含む。)で、介護支援専門員として更新する場合は更新研修等を受講することになります。

※介護支援専門員証の有効期間内に更新研修等を修了し、介護支援専門員証の更新をしなければ、介護支援専門員の業務に従事することはできませんので、主任介護支援専門員であっても介護支援専門員証の有効期間が1年に満たない方は更新研修等を受講していただくことをお勧めいたします。